

日本温泉協会声明文「5項目の提案」についての
日本地熱協会の考え方

2014年5月27日

2012年4月27日付の日本温泉協会声明文「5項目の提案」

1. 地元（行政や温泉事業者）の合意
2. 客観性が担保された相互の情報公開と第三者機関の創設
3. 過剰採取防止の規制
4. 継続的かつ広範囲にわたる環境モニタリングの徹底
5. 被害を受けた温泉と温泉地の回復作業の明文化

について、日本地熱協会は以下のように考えます。

1. 「地元（行政や温泉事業者）の合意」について

地熱調査及び開発の実施は、平成24年3月27日付環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（以下、「ガイドライン」）で推奨されている「協議会等」を通じた地域合意の下で行われるべきものと考えます。

地域合意の形成に当たり、行政の積極的な関与が必要であると考えます。

2. 「客観性が担保された相互の情報公開と第三者機関の創設」について

地熱事業者と温泉事業者の間で情報が共有されることが望ましいと考えますが、個人情報にも当たる温泉資源に関する情報を一般に公開するか否かは「協議会等」を通じた地域合意の下で判断すべきものと考えます。

「第三者機関の創設」については、「協議会等」を通じた地域合意の下で判断すべきものと考えますが、公平・公正な立場である学識経験者を始めとした専門的知識を有する第三者によって構成され、「協議会等」の諮問に応え得る機関が機能する事が望ましいと考えます。

3. 「過剰採取防止の規制」について

地熱事業と温泉事業を持続可能なものとして次世代に残すために、地熱熱水

と温泉水の過剰採取を回避すべきものと考えます。

その具体的手法としては、系統的・長期的にデータを取得し、地熱貯留層と温泉帯水層の位置・規模・再生システム、及び、相互の関係を明らかにし、最適生産規模を把握するための相互の努力が欠かせないものと考えます。

4. 「継続的かつ広範囲にわたる環境モニタリングの徹底」について

温泉への影響回避と環境保全に必要なモニタリングについては、これまでも各地熱開発地域で実施されておりますが、今後も継続的に実施してゆくべきものと考えます。

具体的な内容、範囲等については、地域の事情を考慮し、「協議会等」を通じた地域合意の下で判断すべきものと考えます。

5. 「被害を受けた温泉と温泉地の回復作業の明文化」について

周辺の温泉に被害を与えない地熱調査・開発・操業を行う事が必須であると考えます。

万一、地熱調査・開発・操業が原因で、温泉と温泉地に経済的な被害が生じた場合、まず原状を回復する努力を行い、原状回復までに被った経済的損害の賠償について、民法上の諸規定に基づき、誠意をもって対応すべきものと考えます。

また、原状回復が不可能な場合にも、同様な対応をすべきものと考えます。

対応の具体的な方法については、温泉や温泉地ごとに異なった事情を考慮する必要があるため、地域の合意形成の過程において取り決められるべきものと考えます。

以上